愛媛県土木部発注工事特記仕様書

令和８年１１月１日

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　施工管理及び現場管理（第６条―第８条）
第３章　再生資材及び建設副産物（第９条―第12条）
第４章　安全管理（第13条―第15条）
第５章　使用材料
第１節　コンクリート（第16条）
第２節　鉄鋼スラグ等（第17条―第24条）
第３節　溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条―第30条）

第１章　総則

（適用）

第１条　愛媛県土木部（各地方局建設部、各土木事務所及び各ダム管理事務所を含む。）が発注する工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

（特記仕様書への委任）

第２条　受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

（１）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く。）

（２）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

（３）工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

２　受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書
設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工(1,000m3以上)）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工(1,000m3以上)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工(1,000m3未満)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT作業土工(床掘工)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工(修繕工)）「受注者希望型」特記仕様書

設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT法面工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT擁壁工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT地盤改良工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT基礎工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT河川浚渫）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋梁上部)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋脚･橋台)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICTコンクリート堰堤工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工(ステップアップ型)）「受注者希望型」特記仕様書
設計図書により週休２日確保の対象とする工事	週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）
設計図書により快適トイレの設置の対象とする工事	快適トイレの設置に関する特記仕様書（発注者指定型）
	快適トイレの設置に関する特記仕様書（受注者希望型）
設計図書により建設キャリアアップシステム活用の対象とする工事	ＣＣＵＳ活用モデル工事特記仕様書
設計図書により情報共有システム使用の対象とする工事	情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（発注者指定型）
	情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書
数量算出資料を省略する工事	数量算出資料の省略に関する特記仕様書
設計図書により熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とする工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書
設計図書によりＪ－クレジット取得に必要となる申請資料の提出を求める工事	Ｊ－クレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書
設計図書により現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上の対象とする工事	現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書
猛暑による作業不能日を考慮し工期を延長する工事	猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書

３　前２項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html

（配置技術者の工事現場への専任及び途中交代）

第３条　主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、以下の各号に掲げる期間は、工事現場への専任を要しない。

（１）請負契約の締結後、現場施工に着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始を

いう。）するまでの期間。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
（２）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等のため、工事を全面的に一時中止している期間
（３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーターその他の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
（４）監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間で、受注者からの申出を発注者が承諾した場合。ただし、工事検査及び臨機の対応等を行う日を除く。
（５）工事完成後、検査が終了し（ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
２　配置した特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中交代を認めるものとする。なお、その他の場合において監理技術者等の途中交代を希望するときは、発注者と事前に協議すること。
（１）監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
（２）受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
（３）工場から現地へ工事の現場が移行する場合
（４）工事工程上技術者の交代が合理的な場合

３　配置している監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者の同意を得なければならない。また交代できる技術者は当初配置されていた監理技術者等と同等以上の技術力を有する技術者でなければならない。
（履行報告）
第４条　受注者は、本工事の当初請負代金額が5,000万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。
２　前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月５日（５日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。
（１）工事履行報告書
（２）実施工程表
（３）工事全体の進捗が分かる写真

（１日未満で完了する作業の積算）
第５条　愛媛県土木工事標準積算基準に定める１日未満で完了する作業の積算（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。
２　受注者は、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、１日未満積算基準の適用について、監督員に協議を行うことができる。
３　受注者は、前項の協議を行うときは、作業が１日未満積算基準に該当することを示す資料その他協議に必要となる根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。
４　前項の資料による確認の結果、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離が確認できなかった場合、又は同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより１日作業となる場合は、１日未満積算基準を適用しないものとする。
５　施工箇所が点在する工事として定められた工事にあっては、設計図書で定められた地区を別箇所として扱い、それぞれの箇所で１日未満積算基準の適用を判断するものとする。

第２章　施工管理及び現場管理

（施工計画書の内容）
第６条　受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第１編 1-1-1-4 第１項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。また、（３）施工方法については、当初請負代金額が 3,000 万円以上である場合又は監督員が指示する場合に提出しなければならない。

項目	含める内容	備考
（2）主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書第４条 本仕様書第７条
（4）施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第３編3-1-1-3
（5）安全管理	安全訓練に関する計画書 火気の使用に関する計画	共通仕様書第１編1-1-1-25 共通仕様書第１編1-1-1-26
（7）交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第１編1-1-1-31 共通仕様書第１編1-1-1-32
（9）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第１編1-1-1-17及び本仕様書第11条第１項
(10) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第１編1-1-1-35 共通仕様書第３編3-1-1-9 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第２条

（主要資材に関する資料の提出）

第７条　受注者は、工事に使用する主要資材（燃料以外の全ての資材であって、損料又は賃料として計上されるもの以外のものをいう。）について、資材の名称、製造者、寸法及び規格その他資材の概要が分かる資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（河川工事等による水質汚濁の防止）

第８条　受注者は、河川内工事等の汚濁水の発生が予想される工事を行う場合は、次の各号に示す事項に留意し、工事による汚濁防止の対策を十分に行わなければならない。

（1）関係機関及び関係者との調整を十分に図ること。

（2）工事に伴い発生する汚濁水の適正な処理に努めること。

（3）工事による発生土の運搬中の漏出等で地域住民に迷惑をかけることのないよう、環境保全に十分留意すること。

（4）その他工事中における汚濁防止対策について監督員と十分協議のうえ、環境保全に万全を期すこと。

第３章　再生資材及び建設副産物

（再生資材の品質）

第９条　受注者は、再生資材の使用に際し、舗装再生便覧（(公社）日本道路協会）やコンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合は、監督員と協議するものとする。

（再生骨材コンクリート）

第10条　受注者は、再生骨材M、Ｌを用いたコンクリート（以下それぞれ「再生骨材コンクリートM、Ｌ」という。）を使用しようとする場合は、監督員の承諾を得なければならない。

２　再生骨材コンクリートM、Ｌの品質については、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準によるものとする。

（再生資源利用（促進）計画書及び実施書）

第11条　受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。

２　受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出しなければならない。

３　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存しなければならない。

（再資源化等報告書）

第12条　共通仕様書第１編1-1-1-17及び前条第２項の規定による再生資源利用（促進）実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第１項の規定に基づく報告とする。

（１）再資源化等が完了した年月日

（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地

（３）再資源化等に要した費用

第４章　安全管理

（標示板の様式）

第13条　共通仕様書第１編1-1-1-22第３項に定める標示板の様式は、道路工事にあっては参考図１、それ以外の工事にあっては参考図２とする。

（検定合格警備員の配置路線及び区間）

第14条　共通仕様書第１編1-1-1-32第３項第３号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。

路線名	区間
一般国道11号	愛媛県の全域
一般国道33号	愛媛県の全域
一般国道56号	愛媛県の全域
一般国道192号	愛媛県の全域
一般国道196号	愛媛県の全域
一般国道317号	松山市勝山町１丁目19番地４先から 今治市波止浜３丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域
県道松山東部環状線	愛媛県の全域

（警備会社へ支払う費用）

第15条　受注者は、交通誘導警備業務に係る費用の警備会社への支払いに当たっては、交通誘導警備員の設計労務単価と間接工事費に計上している警備会社の経費の合算額を支払金額とすることに留意しなければならない。

（自家警備）

第15条の２　受注者は、交通誘導を実施するために警備員の配置を必要とする場合であって、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないため自家警備を行おうとする場合は、監督員の承諾を得なければならない。

２　前項の場合の自家警備の実施にあたっては、愛媛県土木部における自家警備取扱要領によるものとする。

第５章　使用材料

第１節　コンクリート

（コンクリートの呼び強度）

第16条　受注者は、コンクリートの呼び強度が設計図書で18又は21N/mm2と定められた場合は、これを上回る呼び強度のコンクリートを、監督員の承諾を得ないで使用することができる。

２　受注者は、前項の規定により設計図書で定められた呼び強度を上回るコンクリートを使用する場合は、実際に使用するコンクリートの配合計画に基づいて品質管理を行わなければならない。

第２節　鉄鋼スラグ等

（鉄鋼スラグの使用）

第17条　受注者は、鉄鋼スラグ（銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグをいう。）を建設工事に使用する場合は、次条から第23条までの規定による。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

（鉄鋼スラグの品質基準）

第18条　使用する鉄鋼スラグは、共通仕様書及び本仕様書によるほか、「JIS A 5011-1コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ）」、「JIS A 5011-4コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ）」、「JIS A 5015道路用鉄鋼スラグ」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

２　使用する鉄鋼スラグは、事前に製造者又は販売者による安全性の確認が行われているものでなければならない。

（重金属等の溶出基準）

第19条　重金属等の溶出基準は、鉄鋼スラグの使用資材届の提出時期から３か月以内に、次条に規定する公的試験機関で行われた「土壌汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第46号）」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、海上工事に使用する場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足しなければならない。

３　鉛、カドミウム、水銀、フッ素、ホウ素などの無機物については、「JIS K 0058-1溶出試験方法」に定める試験方法によるものとする。

（公的試験機関）

第20条　公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。

（１）国又は都道府県が所管している試験機関

（２）環境計量証明事業所（ただし、製造者又はその関連会社を除く。）

２　受注者は、重金属等の溶出試験を前項第２号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（様式１）に記入し、監督員に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。

鉄鋼スラグメーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地
ＪＦＥスチール㈱ 西日本製鉄所	広島県福山市鋼管町１番地	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市南区内尾665-1
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		㈱片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7
㈱神戸製鋼所 加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町１	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町３丁目１番18
㈱神戸製鋼所 神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町２	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町３丁目１番18
日本製鉄㈱ 瀬戸内製鉄所 呉地区	広島県呉市昭和町１１－１	ラボテック㈱	広島市佐伯区五日市中央６丁目9-25
		㈱アサヒテクノリサーチ	広島市西区草津新町１丁目21番35号
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
日本製鉄㈱ 九州製鉄所 大分地区	大分県大分市西ノ洲１番地	㈱住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		㈱三計テクノス	熊本市東区御領５丁目10-20

（品質諸元の確認）

第21条　受注者は、次の各号に示す事項について、使用する鉄鋼スラグの品質諸元を確認しなければならない。

（１）種類または呼び名
（２）製造者
（３）製造工場名
（４）製造時期
（５）数量
（６）品質保証（溶出基準の試験結果）
（７）その他（粒度、物理的性状、化学的性状）

（試験結果及び品質諸元の提出）

第22条　受注者は、第19条の試験結果及び前条の品質諸元を示す資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（現場保管の禁止）

第23条　受注者は、鉄鋼スラグの搬入にあたっては、現場で施工する日施工数量に見合った数量を搬入するものとし、現場での保管を行ってはならない。ただし、降雨等による溶出水の流出が周辺環境に影響を及ぼすことのないように遮水対策等を講じ、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

（フェロニッケルスラグ）

第24条　受注者は、ニッケル鉱石等からフェロニッケル（ステンレス鋼等の原料）を精錬採取する際に副産されるフェロニッケルスラグを用いた細骨材をケーソン等の中詰材に使用する場合は、第18条から前条までの規定に準じるものとする。

第３節　溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物

第25条　削除

（中予地区における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用）

第26条　受注者は、中予地区（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物用細骨材に使用することができる。

２　受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第30条までの規定によらなければならない。

（溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準）

第27条　溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」（以下「JIS A 5032」という。）「舗装設計施工指針（(公社) 日本道路協会)」「舗装設計便覧（(公社) 日本道路協会)」「舗装施工便覧（(公社) 日本道路協会)」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

２　使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。

地域	施設名	住所
中予地区	松山市西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6

（品質管理）

第28条　受注者は、JIS A 5032による溶融スラグの試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（配合検討）

第29条　溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物の配合設計は、次の点に留意し、所定の品質の材料を用い、安定性と耐久性に優れ、敷き均し、締固めなどの作業が行いやすい混合物が得られるように行わなければならない。

項目	留意事項
溶融スラグ細骨材混合率	室内配合試験、現場配合試験を実施のうえ、４～10%の範囲で定めるものとする。なお、(再生) 密粒度アスコン (13) については、質量比10%を標準とする。
配合設計	原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。
耐久性	耐流動対策、耐はく離防止対策等が求められる場合には、所定の検討試験等を行い、適用性を評価するものとする。

（取扱い）

第30条　溶融スラグには針状のものが含まれている可能性があるため、運搬、施工及びアスファルト混合物の練り混ぜ時には、防塵めがね、防塵マスク、手袋等を着用し、溶融スラグの取扱いに注意しなければならない。

参考図１（第13条関係）



標示板の記入上の注意

1　色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

2　標示板に示す事項は以下のものとする。

（１）工事内容
工事の内容、目的を標示するものとする。

（２）工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（４）施工主体
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

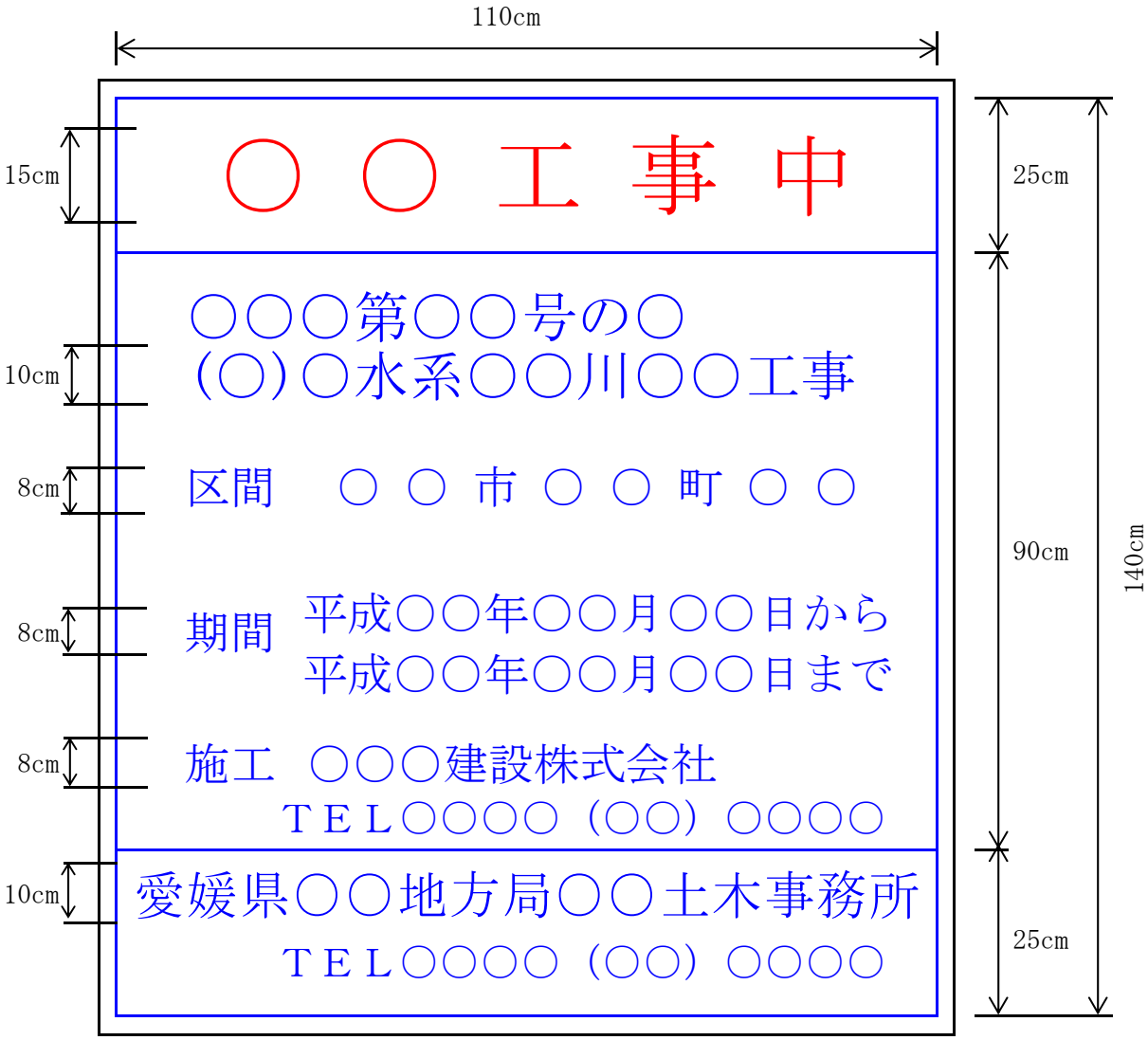
（５）施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

3　標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の一般通行人等が見易い場所に設置するものとする。

工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示		
		工事の種類（県工事・占用工事）	工事の内容（各看板　共通）	工事実施者
道路改良工事	道路改良工事	道路改良工事（現拡）	道路を拡幅しています（4車線化しています）	愛媛県
	道路改良工事	道路改良工事（バイパス）	道路を新設しています	愛媛県
	橋梁工事	橋梁工事	橋を架け替えています（設置しています）	愛媛県
	トンネル工事	トンネル工事	トンネルを掘っています	愛媛県
道路補修工事	舗装工事	舗装修繕工事	舗装をなおしています	愛媛県
	歩道工事	歩道整備工事	歩道をなおしています（設置しています）	愛媛県
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類を地中化しています	愛媛県
	植樹工事	植樹工事	植樹の管理をしています	愛媛県
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています	愛媛県
	塗装塗替工事	塗装塗替工事	歩道橋の塗装を行っています	愛媛県
	道路照明灯改修工事	照明灯改修工事	照明灯をなおしています	愛媛県
	道路維持工事	維持工事	維持補修を行っています	愛媛県

参考図２（第13条関係）



標示板の記入上の注意

1　色彩は「○○工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。

2　「○○工事中」の○○は、河川、砂防、港湾等を記入するものとする。

3　工事番号を記入する。

4　「(○)○水系○○川」は、河川名、港湾名等を記入し、「○○工事」は、河川災害復旧工事、海岸局部改良工事等の工事名を記入する。
　なお、河川名、工事名等が長い場合は、二段で記入する。

5　標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の一般通行人等が見易い場所に設置するものとする。

様式１（第20条第２項関係）

年　月　日

誓　約　書

受注者　様

所在地

販売会社名　　印

鉄鋼スラグの溶出試験機関について

当社が溶出試験を依頼する下記の実施試験機関については、当社の関連会社ではないことを誓約します。

記

試験機関名